

公布された規則のあらまし

佐賀県道路占用料条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 41 号）

- 1 次に掲げる占用物件は、占用料を徴収しないこととした。（第 1 条関係）
  - (1) 架空の電線その他の線類を撤去し、新たに地下に設ける電線その他の線類及びこれらと不可分な物件
  - (2) 太陽光発電設備及びこれと不可分な物件（知事が定める区域を占用するものに限る。）
- 2 次に掲げる占用物件は、占用料を減額することとした。（第 1 条関係）
  - (1) タクシー事業者の団体が設けるタクシー乗場に付随して設置されるベンチ及び上屋
  - (2) P H S の基地局
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。